

## ロータリー章典

### 青少年交換の旅行に関する規定の抜粋

2017年5月(2017年6月までのRI理事会決定を含む)

本文書は、ロータリープログラムに参加する青少年の旅行に関してご参照いただくためのものです。そのほかの関連資料は、最新のロータリー章典をご参照ください。RI理事会が決定したロータリー章典への変更は、以下の抜粋よりも優先されます。

#### 2.120.4. 青少年の旅行および宿泊

ロータリークラブと地区は青少年を育成する活動を実施するよう奨励されていることを踏まえ、クラブと地区のプログラムあるいは活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するもの、または宿泊を伴うものについては、青少年保護方針と書面による手続きを作成、維持し、これを順守しなければならない。受入地区によって、または受入地区に代わって運営される旅行およびツアーを除き、青少年交換の旅行は、ロータリー章典第 41.070.12.項に概説されている方針に準拠する。

ガバナーは、地区内のすべてのプログラムおよび活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するもの、または宿泊を伴うものの監督と管理に対し責任を持つ。

クラブと地区は以下を行う。

1. 地元地域の外に旅行する、または宿泊を含む旅行をする青少年参加者全員の両親または保護者から事前に書面で許可を得るものとする。
2. 両親または保護者に、プログラムの詳細、行事の場所、旅行日程、宿泊先、プログラム運営者の連絡先を出発前に提供するものとする。
3. **自宅から 150 マイル (241 キロ) 以上離れた場所、あるいは母国外に旅行する場合は、**旅行する未成年者の両親または保護者が旅行保険を提供するよう義務づけるべきである。その補償内容には、医療（母国を離れる旅行の場合）、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的責任を含め、補償額は、活動または行事を主催するクラブまたは地区にとって満足のいくものでなければならない。また、補償期間は、未成年者が自宅を出発し、自宅に帰るまでとする。

クラブと地区の方針および手続きには以下を含めるべきである。

1. ボランティアの申請と審査の手続き
2. ボランティアの任務内容と責務の概要

3. 未成年者数に対する成人数の割合に関する監督基準
4. 以下を含む危機管理計画
  - a. 医療とそのほかの緊急事態への対応と成人の支援の提供
  - b. 両親および法的保護者との連絡の手続き
5. RIの方針に準じて、申し立てあるいは事態を報告し、これに十分に対応するための書面による指針（2016年9月理事会会合、決定57号）。

#### **41.010.22. インターアクターの旅行保険**

クラブと地区が、インターアクトクラブ会員を地元地域外のプログラムや活動に参加するよう招待する場合、自宅から150マイル離れた場所、または母国外に旅行するインターアクターには、その両親または保護者が旅行保険を提供するよう義務づけるべきである。この保険は、医療（母国外に旅行する場合）、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的賠償責任に適用され、行事を運営するクラブまたは地区が十分と認める額で、インターアクターが自宅を出発する時点から自宅に帰るまでを補償すべきである。

#### **41.070.13. 青少年交換学生の旅行**

青少年交換学生は、ホストファミリーの親とともに、またはロータリークラブや地区の行事のため、承認された旅行をすることができる。受入地区は、事前に受入地区が定義した地元地域以外への旅行について、学生の両親または法的保護者の書面による許可を得るものとする。

その他のすべての旅行について、受入地区はプログラム、場所、旅程、宿泊施設、連絡先など具体的な詳細を確実に両親または法的保護者に提供しなければならない。受入地区により、あるいは受入地区の代理者により実施される旅行とツアーは、ロータリー章典第2.120.4.項に従う（2010年6月理事会会合、決定210号）。

#### **41.070.5. 青少年の国外旅行**

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、未成年を海外へ派遣するために、RIの青少年保護方針、前述の青少年交換方針、国または政府の移民方針、旅行方針を回避するような代替的なプログラムを始めてはならないものとする。

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、提案された旅行の全側面について事前に慎重な計画（地区青少年保護役員と地区青少年交換委員長による承認を含む）を立てることなく青少年を海外派遣活動のために送り出すことを援助したり、協力してはならないものとする。青少年保護役員のいない地区では、地区ガバナーと地区青少年交換委員長が手配を承認しなければならない。

いかなるクラブも、受入クラブによる受入や援助に関して事前に完全な相互の合意を得ることなく、身分証明書や紹介状、援助要請状、その他青少年の身分を明かしたり、紹介するような書類を、他国のクラブに提供すべきではない。

ロータリークラブから派遣されたことを示す書類やそういった主張があっても、受入クラブが事前にそのような受入や援助を提供することに明確に同意していない場合、クラブは他国からの青少年に対して受入や援助を提供する義務はない（2009年6月理事会会合、決定242号）。